

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令参照条文

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三三号）第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百二十三号）抄

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

257（略）

（生産調整方針の認定）

第五条 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、米穀の生産調整に関する方針（以下「生産調整方針」という。）を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標（以下「生産数量目標」という。）の設定方針
二 生産数量目標を達成するためとるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
二 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。
三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

4 前三項に規定するもののほか、生産調整方針の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の貸付け）

第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（米穀の輸入数量の届出）

第三十五条 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十三号）（第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百二十三号）抄）

第三条（略）

9 この法律において「第一種出荷取扱業」とは、米穀の生産者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第一種登録出荷取扱業者」とは、第一種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第十条第二項の登録を受けたものという。

10～14（略）

（基本計画）

第四条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2～8（略）

（米穀の輸入数量の届出）

第六十五条の二 前条第一項第三号に規定する米穀等のうち政令で定める米穀の輸入を行おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十三号）抄

附則

（基本指針に関する経過措置）

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「新食糧法」という。）第四条の規定の例により、同条第一項に規定する基本指針（次項において「基本指針」という。）を定め、これを公表することができる。この場合において、同条第二項第二号中「米穀の需給の見通し」とあるのは、「米穀の需給の見通し及び地域別の米穀の生産の目標数量」とする。

2・3（略）

（政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）
（米穀及び麦以外の主要食糧）

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める食糧は、メスリン及びライ小麦とする。

2 法第三条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉、小麦粉、大麦粉及びはだか麦粉
 - 二 米穀、小麦、大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール
 - 三 小麦でん粉
 - 四 もち、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品（育児食用若しくは食餌療法のもの又は米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。）
 - 五 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。）
 - 六 その他米穀、小麦、大麦、はだか麦、メスリン又はライ小麦を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの（米穀の加工品及び調製品）
- 第三十六条 法第六十条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉
- 二 米穀のひき割りしたもの及びミール
- 三 もち、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品（育児食用若しくは食餌療法のもの又は米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。）
- 四 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。）
- 五 その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの（納付金の納付を要しない米穀等）

第三十九条 法第六十五条第一項第三号の政令で定める米穀等は、次に掲げるものとする。

- 一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項又は第十九条の二第一項の規定によりその關稅が免除される米穀等
- 二 （略）
- 三 輸出貨物の製造に使用される原材料その他農林水産省令で定める用途に供するため特に輸入の必要が認められる米穀等であつて、關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二条第二項の証明書の發給を受けたもの

四 （略）

（納付金の納付手續）

第四十条 （略）

- 2 前項の規定による申出は、農林水産省令で定めるところにより、当該申出に係る納付金の額その他農林水産省令で定める事項を記載した申出書を提出してするものとする。
 - 3 前項の申出書には、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第一項の規定により輸入申告（同法第六十七条の規定による輸入の申告をいう。第七項において同じ。）に際し税関に提出する仕入書の写しその他これに類するものとして農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 4 第一項の規定による申出をした者は、第二項の申出書の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を申し出なければならない。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による記載事項の変更の申出について準用する。
 - 6 農林水産大臣は、第二項（前項において準用する場合を含む。）の申出書の記載事項に誤りがあると認めるときは、当該申出に係る納付金の額を決定し、農林水産省令で定めるところにより、当該申出をした者に通知するものとする。
 - 7 第一項又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出（前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知）に係る納付金を、輸入申告の前に納付しなければならない。
（輸入数量の届出を要する米穀）
- 第四十条の二 法第六十五条の二の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀以外の米穀とする。
- 一 関税率法第十四条第二号若しくは第九号、第十五条第一項第三号の二又は第十六条第一項の規定によりその関税が免除される米穀
 - 二・三 （略）
 - 四 その他農林水産省令で定める米穀
（輸出数量の届出を要しない米穀）
- 第四十条の三 法第六十五条の三第二号の政令で定める米穀は、次に掲げる米穀とする。
- 一 （略）
 - 二 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機が自己の用に供する米穀
 - 三 本邦に來遊する外国の元首及びその家族並びにこれらの従者に属する米穀
 - 四 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これらに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設をいう。以下この号において同じ。）の館員の個人的使用に供される米穀並びに外国公館が送付する米穀
 - 五 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に友好を目的として寄贈される米穀
 - 六 本邦の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設に送付される公用の米穀
 - 七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に關する政令（昭和二十七年政令第二百二十七号）第九条第四号から第六号までの規定

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和二十九年政令第二百二十九号)第三条において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当する米穀

八 その他農林水産省令で定める米穀
(麦等の範囲)

第四十二条 (略)

2 第六十七条第一項の加工し、又は調製したものであつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 小麦粉、大麦粉及びはだか麦粉

二 小麦、大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール

三 小麦でん粉

四 その他小麦、大麦、はだか麦、メスリン又はライ小麦を加工し、又は調製したものであつて農林水産大臣が指定するもの
(納付金の納付を要しない麦等)

第四十四条 第七十条第一項ただし書の政令で定める麦等は、次に掲げるものとする。

一 関稅定率法第十四条、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の二第一項の規定によりその關稅が免除される麦等又は同法第十九条第一項の規定によりその關稅が輕減される麦等

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律第六條の規定によりその關稅が免除される麦等

三 輸出貨物の製造に使用される原材料その他農林水産省令で定める用途に供するため特に輸入の必要が認められる麦等であつて、關稅暫定措置法施行令第二条第一項の證明書の發給を受けたもの
(主要食糧の交付)

第四十六条 (略)

2 前項の交付に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(米穀の貸付け)

第四十七条 第七十二条第一項の規定による米穀の貸付けは、米穀の需給事情等を勘案して必要がある場合に、次に掲げる者に対して行うことができる。

一 外国の政府その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定する者

二 前号に掲げる者に対して米穀の貸付けを行う者として農林水産大臣が指定する者

2 前項の貸付けの條件その他貸付けに關し必要な事項は、農林水産大臣が定める。
付録(第四十三條關係)

$$P_e = P_w \cdot \frac{I_1}{I_0} \cdot C$$

Pe は、家計費に基づき算出される小麦、大麦及びはだか麦別の価格

Pw は、比較期間（麦の標準売渡価格を決定しようとする年の農林水産大臣が定める月以前一年間のうち農林水産大臣が定める期間をいう

。以下同じ。）以前五年間（農林水産大臣がその五年間のうち別に期間を定めた場合は、その期間とする。以下「基準期間」という。

）における全国の小麦粉又は精麦の消費者価格の平均値

I₁ は、比較期間における全国の一世帯当たりの可処分所得の平均値

I₀ は、基準期間における全国の一世帯当たりの可処分所得の平均値

C は、農林水産大臣が定める麦の流通、加工等の費用

備考（略）

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）抄

第十条 本法ノ実施ノ為必要ナル手續其ノ他ノ事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

食糧管理特別会計法施行令（大正十年勅令第二百二十四号）抄

第六条ノ二ノ二 政府八米穀又ハ麦ノ輸入ヲ目的トスル買入契約ヲ締結スル場合ニ於テ一般競争又ハ指名競争ニ付スルトキハ其ノ買入数量ノ範囲内ニ於テ数量及単価ヲ入札セシメ予定価格ヲ超エザル単価ノ入札者中低價ノ入札者ヨリ順次買入数量ニ達スル迄ノ入札者ヲ以テ落札者ト為ス方法ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ同價ノ入札ヲ為シタル者二人以上アルトキハ入札数量ノ多キ者ヲ先順位ノ落札者ト為シ入札数量同一ナルトキハ令第八十三条ノ規定ニ準ジクジヲ以テ落札者ヲ定ムルモノトス

前二項ノ場合ニ於テ最後ノ順位ノ落札者ノ入札数量ガ他ノ落札者ノ入札数量ト合計シテ買入数量ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル数量ニ付テハ落札ナキモノトス

第六条ノ二ノ三 前条第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ公告又ハ入札者ヘノ通知ニ於テ八令第七十五条各号ニ掲グル事項ノ外同項ノ規定ニ依ル競争入札タルコトヲ明ニスルト共ニ前条第三項ノ規定ニ依リ入札数量ノ一部ニ付落札ナキモノトスルコトアル旨及第六条ノ二ノ五第一項ノ規定ニ依リ当該競争入札ヲ取消スコトアル旨並端数ノ入札ヲ制限スルトキハ其ノ旨ヲ示スベシ

第六条ノ二ノ四 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ付スル場合ノ買入ノ予定価格ハ令第八十条第一項ノ規定ニ拘ラズ總額ヲ買入数量ヲ以テ除シタル金額ヲ以テ定ムルコトヲ要ス

第六条ノ二ノ五 第六条ノ二ノ二第一項ノ規定ニ依ル競争ニ於テ其ノ競争ニ加ハリタル者五人ニ満たザルトキハ当該競争入札ヲ取消スコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リ競争入札ヲ取消シタルトキハ入札書ハソノママ之ヲ入札者ニ送付スベシ

第一項ノ規定ニ依リ競争入札ヲ取消シタルトキハ令第九十九条の二ノ規定ハ之ヲ適用セス

第七条ノ二 本会計ノ国内米管理勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル損失ノ額ハ当該勘定ニ於ケル備蓄ニ係ル米穀（以下本条ニ於テ備蓄米ト謂フ）ノ

売買ニ因リ生ズル売買損失額並第一号及第二号ニ掲グル額ヲ合計シタル額ヨリ第三号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額又ハ第一号及第二号ニ掲グル額ヲ合計シタル額ヨリ備蓄米ノ売買ニ因リ生ズル売買利益額及第三号ニ掲グル額ヲ控除シテ得タル金額トス

一 本会計ノ国内米管理勘定ニ於テ負担スベキ備蓄米ニ係ル左ニ掲グル経費ニ相当スル額
イ 運搬費、保管料及保存手入費其ノ他附属諸費

ロ 本会計ノ業務勘定ニ於テ支出スル人件費、事務費其ノ他ノ業務費

ハ 本会計ノ調整勘定ニ於テ支出スル証券、借入金及一時借入金ノ利子其ノ他附属諸費
ニ 本会計ノ国内米管理勘定ニ於テ負担スベキ自主流通計画ニ基キ行ハルル米穀ノ備蓄ニ係ル経費ニ相当スル額
三 本会計ノ国内米管理勘定ニ於テ受入ルルベキ備蓄米ニ係ル附属雑収入ニ相当スル額

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）抄

第九十九条の三 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

（分割契約）

第九十九条の四 前二条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）抄

（照会）

第二十七条（略）

2 登録検査機関は、前項の行政機関以外の者で、品位等検査の適正な実施のため必要な事項に関する情報を有するものとして政令で定めるものに対しても、照会をすることができる。

農産物検査法施行令（平成七年政令第二百五十七号）抄

（登録検査機関の照会先）

第四条 法第二十七条第一項の政令で定める行政機関は、地方農政局長、地方農政事務所長及び北海道農政事務所長とする。

2 法第二十七条第二項の政令で定める者は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者とする。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）抄

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政 令	事 務
<p>(略)</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）</p>	<p>(略)</p> <p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 第八条第一項、第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項（これらの規定を第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第九条第一項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十三条第二項（これらの規定を第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
(略)	(略)

関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）抄

（無条件免税をしない携帯品又は引越荷物の指定）

第十三条の五 法第十四条第七号及び第八号（携帯品及び引越荷物の無条件免税）に規定する政令で指定する物品は、法の別表第一〇・〇六項に掲げる物品（輸入することにより輸入する物品の数量とその輸入の日からさかのぼって一年間に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第六十五条の二（米穀の輸入数量の届出）の規定により届け出てその者の個人的な使用に供するも

のとして輸入した物品の数量との合計数量が百キログラム以下である場合における当該輸入する物品（第十六条の三及び第十六条の四において「免税対象物品」という。）を除く。）とする。

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）抄

別表 関稅率表（第三条、第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第二十条の二關係）

番 号	品 名	税 率
(略)	(略)	(略)
一〇・〇六	米	一キログラム
一〇〇六・一〇	もみ	につき四〇二
一〇〇六・二〇	玄米	一キログラム
一〇〇六・三〇	精米（研磨してあるかないか又はつや出ししてあるかないかを問わない。）	円
一〇〇六・四〇	碎米	一キログラム
(略)	(略)	につき四〇二
(略)	(略)	円

関稅暫定措置法施行令（昭和三十一年政令第六十九号）抄

(政府が貸付けを行った米穀に準ずる米穀の指定)

第三条の二 法の別表第一第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に規定する政府が貸付けを行った米穀に準ずるものとして政令で定めるものは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令(平成七年政令第九十八号)

第四十七条第一項第一号に掲げる者に対して同項第二号に掲げる者が貸付けを行った米穀とする。